

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(4) 個別の必要に応じた支援 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。	⑦ 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信や、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行います。	16条	☆	57		「備える。かわさき」やさしい日本語版	■目的・目標 ：防災啓発冊子「備える。かわさき」について、小学生に向けて防災知識の普及啓発を図るために、難しい言葉や専門用語を簡単な言葉に置き換えた、やさしい日本語版による防災啓発広報紙を配布します。 ■事業概要 ：難しい言葉や専門用語を簡単な言葉に置き換えたやさしい日本語版は、本来、日本語が得意でない方向けのものですが、小学校低学年への防災啓発のためにも活用しています。	防災講座（開催回数：90回、参加人数：5,890人）や、こども防災塾などのイベント、各区役所危機管理担当窓口を通じ、冊子の配布を行いました。	当初の目標よりも多く開催した防災講座（開催回数：117回、参加人数：7,700人）や、こども防災塾などのイベント、各区役所危機管理担当窓口を通じ、冊子の配布を行いました。やさしい日本語版の大幅改訂を行い、市ホームページにて公開しました。	当初の目標よりも多く開催した防災講座（開催回数：228回、参加人数：11,796人）や、こども防災塾などのイベント、各区役所危機管理担当窓口を通じ、冊子の配布を行いました。やさしい日本語版の大幅改訂を行い、市ホームページにて公開しました。	毎年、実施回数・参加者数ともに増加している防災講座や各種イベント等を通じて配布してきたことで、より多くの子どもに分かりやすい啓発冊子による防災知識の啓発が行えました。 啓発冊子で知識をつけたうえで、命を守るための行動に繋げていただくことが重要です。引き続き、講座やイベント等様々な機会を活用してご家庭での備えや避難行動等について考えてもらえるよう取り組みます。	C	総務企画局	危機管理室
			☆	58	外国人市民施策事業	■目的・目標 ：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。 ■事業概要 ：川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進し、国籍や文化の違い等により差別や不利益をうけることがないように努めます。また、施策の進捗状況調査を定期的に実施し、施策の検証・評価を行います。	多文化共生社会推進指針に基づく各所管課の施策の実施状況調査を行うとともに、川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会により施策の進行状況について評価を行いました。	多文化共生社会推進指針に基づく各所管課の施策の実施状況調査を行うとともに、川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会で施策の進行状況について評価を行いました。	多文化共生社会推進指針に基づく各所管課の施策の実施状況調査を行うとともに、川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会で施策の進行状況について評価を行いました。	多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況結果を踏まえ、川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会の中で、外国につながるのある障害のある子どもとその保護者への支援について取り上げ、担当課へのヒアリングによる現状把握と、今後の課題について審議を行いました。 近年、外国人市民及び外国につながる子どもが急増している状況を踏まえ、多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を継続して実施するとともに、改訂の是非についても検討していきます。	C	市民文化局	多文化共生推進課	
			☆	59	多文化・多言語に配慮した情報提供（保育園）	■目的・目標 ：多文化・多言語に配慮した保育の情報提供・情報共有を行うことで、国籍等にかかわらず、子どもの置かれている状況に応じて相談や保育支援を受けられる環境作りを推進します。 ■事業概要 ：保護者向けのたよりにルビを振るほか、日本語を読むことが困難な保護者に対しては、個別に説明することにより、外国籍等の保護者に対して、必要な情報の提供を行います。	保育園だより等にルビを振ることやさしい日本語で表記し、読みやすくなるように工夫しました。また、日本語を読むことができない保護者に対しては個別に説明を行うなどし、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。 この他、保護者との連絡ノートを平仮名やローマ字で記載するなど、日頃の取組を推進しました。	保育園だより等にルビを振ることやさしい日本語で表記し、読みやすくなるように工夫しました。また、日本語を読むことができない保護者に対しては個別に説明を行うなどし、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。 この他、保護者との連絡ノートを平仮名やローマ字で記載するなど、日頃の取組を推進しました。	保育園だより等にルビを振ることや、やさしい日本語で表記し、読みやすくなるように工夫しました。また、日本語を読むことができない保護者に対しては個別に説明を行うなどし、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。 この他、保護者との連絡ノートを平仮名やローマ字で記載するなど、日頃の取組を推進しました。	保育園からの様々なお便りにルビを振ることや、やさしい日本語で表記、読みやすくなるような工夫、わかりやすい説明を行う等を常に行い、外国籍等の保護者が保育の情報を得ることで、相談や保育支援を受けられる環境作りを整えることができました。	C	こども未来局	運営管理課	
			☆	60	在日外国人母子保健サービス支援事業	■目的・目標 ：外国籍の母子が日本人母子と同様に母子保健サービスが受けられ、安心して育児ができるように支援します。 ■事業概要 ：各区保健福祉センターにおいて外国語版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣、外国籍親子育児教室を実施します。	外国籍親子育児教室を川崎区で実施しました。また、各区保健福祉センター・地域支援担当、健康福祉ステーションにおいて外国語版母子健康手帳を副読本として、必要な外国籍妊婦に配布しました。	外国籍親子育児教室を川崎区で実施しました。また、各区保健福祉センター・地域支援担当、各地区健康福祉ステーションにおいて外国語版母子健康手帳を副読本として、必要な外国籍妊婦に配布しました。（外国籍親子育児教室開催回数6回）	各区役所において外国語版母子健康手帳を副読本として、日本語を母語としない妊婦に配布しました。川崎区では妊娠届提出時に外国人支援団体が開催する日本語教室の案内を配布しました。各種母子保健事業開催にあたり、必要時に通訳ボランティアの派遣を行いました。	日本語を母語としない母子が安心して育児ができるように、外国語版母子健康手帳の交付が必要な情報の提供を行いました。 乳幼児健康診査等の事業に安心して来所できるよう、必要書類の外国語版を整備する必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課	
			☆	61	川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	■目的・目標 ：日本語に不慣れな子どもや保護者が言葉が通じないことが原因で、適切な支援を受けることができずに孤立することを防止するため、通訳及び翻訳を実施します。年々増加する利用件数に対し、関係機関との情報共有や対応策の検討を行いながら、通訳及び翻訳を実施します。 ■事業概要 ：子ども支援関係機関において通訳や翻訳の必要が生じた場合に、地域の人材を活用して通訳の派遣や翻訳を行います。	子ども支援関係機関からの申請により、通訳及び翻訳を196件実施し、日本語に不慣れな子どもや保護者を支援し、子どもや保護者の孤立を防止しました。	子ども支援関係機関からの申請により、通訳及び翻訳を187件実施し、日本語に不慣れな子どもや保護者を支援し、子どもや保護者の孤立を防止しました。	子ども支援関係機関からの申請により、通訳及び翻訳を220件実施し、日本語に不慣れな子どもや保護者を支援し、子どもや保護者の孤立を防止しました。	子ども支援関係機関からの申請により、通訳及び翻訳を実施することで、日本語に不慣れな子どもや保護者等を支援し、子どもや保護者の孤立を防止することができました。 日本語に不慣れな、外国につながる子どもとその保護者の増加に伴い、通訳・翻訳事業の必要性が高まっています。今後もさらに本事業のニーズが増えることが予測されるため、通訳・翻訳協力者の発掘と併せて、今まで以上に関係機関との情報共有や対応策の検討を行い、支援の充実を図る必要があります。	C	川崎区役所	地域ケア推進課	
			☆	62	外国籍等子ども学習支援事業	■目的・目標 ：地域教育資源を活用した教育活動を推進します。 ■事業概要 ：外国籍等の児童・生徒に対して学校の要請に基づき授業や放課後の中で個別指導を行い、長期休業（夏休み等）時は麻生区内の公共施設で区内の希望者を対象とした集団指導を行うなど、学習が遅れがちな外国籍等の児童・生徒に対する学習支援を行います。	平成29年度については小学生13名、中学生4名の学習支援を、それぞれの通学している学校に出向いて実施しました。また、区内の公共施設等を利用して、会員の自由参加による集団支援を学校の長期休業中に実施したり、児童・生徒の親睦会を実施し交流を図りました。事業活動場所が学校内のため、学校支援センターと連携を図り実施しました。	平成30年度については小学生19名、中学生7名の学習支援を、それぞれの通学している学校に出向いて実施しました。また、区内の公共施設等を利用して、会員の自由参加による集団支援を学校の長期休業中に実施したり、児童・生徒の親睦会を実施して交流を図りました。そして、事業活動場所が学校内のため、小・中学校と連携を密にしてきめ細やかな対応を実施しました。	令和元年度については、小学生18名、中学生8名の学習支援を、それぞれの在籍している学校に出向いて実施しました。また、学校の長期休業中に区内の公共施設等において、対象児童生徒の自由参加による集団支援の実施や、親睦会を開催して交流を図りました。さらに、事業活動場所が学校内のため、小・中学校と連携を密にしてきめ細やかな対応を実施しました。	地域に根差した支援を継続してきたことや、市政だよりや校長会等で広報を重ねてきたことで、新規で支援者として当該事業に参加する市民がいることから、対象児童生徒への支援も増えてきました。 当該事業が認識されて支援を受ける児童生徒数が増加傾向にありますが、限られた人員・予算の中で支援を実施する必要があります。そのため、さらなる支援員の質の向上のための研修会実施や、必要経費の執行方法の見直しなど、効率的かつ効果的に当該事業が実施できるよう取り組みます。	C	麻生区役所	学校・地域連携担当	

施策の方向Ⅱ 個別の支援

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課		
(4)個別の必要に応じた支援	⑦ 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信や、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行います。	16条	☆	63		多文化・多言語に配慮した情報提供(学校)	<p>■目的・目標：市立学校に在籍する児童生徒が言語による不利益を受けることがないように努めるための取組を行います。</p> <p>■事業概要：市内全校種の学校で、学校便りを始めとする家庭向けの印刷物にルビをふることを呼びかけるとともに、日本の学校制度や就学手続などを多言語で説明するハンドブックを作成し、配布します。</p>	<p>きめ細やかな対応の一つとして、日本語が不得手な外国人保護者のために、学校から保護者あてのお知らせ文にルビをふったり、多言語化したりした文書を、校務用PCに掲載し、教職員がダウンロードできるよう工夫をしました。さらに、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもを持つ保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」(7ヵ国版)を作成し、配布しました。</p>	<p>きめ細やかな対応の一つとして、日本語が不得手な外国人保護者のために、学校から保護者あてのお知らせ文にルビをふったり、多言語化したりした文書を、校務用PCに掲載し、教職員がダウンロードできるよう工夫をしました。さらに、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」を作成し、配布しました。(8ヵ国語)</p>	<p>きめ細やかな対応の一つとして、日本語が不得手な外国人保護者のために、学校から保護者あてのお知らせ文にルビをふったり、多言語化したりした文書を、校務用PCに掲載し、教職員がダウンロードできるよう工夫をしました。また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」を作成し、配布しました。(9ヵ国語)</p>	<p>小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、「外国人保護者用就学ハンドブック」を配付し、日本の学校制度や就学にかかわる手続き等について伝えることができました。また、タイ語、ネパール語も翻訳し、全部で9言語に対応できるようになりました。ハンドブックの内容に関しては、毎年見直しをしていますが、より分かりやすくするために検討する必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室		
			☆				64	日本語指導等協力者の派遣事業	<p>■目的・目標：日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語習得及び学校生活への適応などの支援をします。</p> <p>■事業概要：日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒に日本語指導等協力者を派遣します。</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語習得及び学校生活への適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を72回(約9ヵ月)実施しました。新規派遣件数は182名でした。また、各区教育担当と連携をとり、各区教育担当が46名の相談を行いました。</p>	<p>子どもが安心して学び、個別の必要に応じて支援を受けられるように、日本語指導が必要な児童生徒に、初期の日本語習得及び学校生活への適応を支援するために、日本語指導等協力者の派遣を行いました。各学校に週2回、1回2時間の指導を約72回(約9ヵ月)を目安に派遣し、初期の日本語習得及び学校生活への適応などの支援を行いました。新規の派遣は201名でした。また、各区教育担当と総合教育センターで連携して就学相談を相談を実施し、174件の相談を行いました。</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒に対して、児童生徒の母語が話せて初期段階を支援することができる協力者の派遣を実施したことで一人ひとりに応じた支援を充実させることができました。児童生徒の急増によって母語対応や人材確保等の面で困難なケースが生じることもありました。課題を踏まえて全体的な支援の見直しを行い、令和2年度から初期支援の委託化や非常勤講師の配置等による支援の充実を図っています。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室	
	⑧ 性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。	16条	☆	65		性的マイノリティ人権関連事業	<p>■目的・目標：川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、性的マイノリティの人々の人権が尊重され、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きられるよう取組を進めます。</p> <p>■事業概要：性的マイノリティについて人権意識の普及活動や支援活動を推進します。また、健康福祉局精神保健福祉センター、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室こども家庭センター、教育委員会教育相談センター等相談機関との連絡・調整を行います。</p>	<p>(人権意識の普及活動) 10月に市民団体が主催する市民館企画において本市の性的マイノリティ施策について紹介しました。その後のグループワーク等では子どもの視点に立った意見交換などを行いました。 11月に本市初の取組として「企業向けLGBTセミナー」を開催し、市内企業経営者など55人が参加しました。 九都府市首脳会議に設置された「LGBTへの配慮促進検討会」において、共同研究等を行い、11月に性的指向や性自認に関する共通メッセージを策定したほか、12月には九都府市合同で記者発表を行い、共通メッセージの趣旨の周知を図りました。 11月に開催した人権フェアや2月に開催した人権学校においても、性的マイノリティに関するパネル展示を行うとともに、関連団体のリーフレット等を配布しました。特に、性的指向や性自認に関して悩んでいる中学・高校生などが適切な相談機関につながるよう、展示方法等を工夫しました。</p>	<p>(人権意識の普及活動) 11月から1月に、「企業向けLGBTセミナー」を3回連続講座として開催し、企業関係者など延べ約100人が参加しました。特に、3回目の講座では、若者のカミングアウトに焦点を当てた内容としました。 11月に開催した人権フェアや2月に開催した人権学校においても、性的マイノリティに関するパネル展示を行うとともに、関連団体のリーフレット等を配布しました。特に、性的指向や性自認に関して悩んでいる中学・高校生などが適切な相談機関につながるよう、展示方法等を工夫しました。(連絡・調整) 人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会を年7回開催し、子どもに関する相談対応等の情報共有及び研修を行いました。 5月及び10月に、総務企画局との共催で「性的マイノリティと人権」をテーマに職員向け人権研修を開催しました。 3月に「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」骨子案を公表しました。この条例では、「不当な差別」の定義において、「年齢」や「性的指向」「性自認」などを規定することとしています。</p>	<p>(人権意識の普及活動) 11月から2月までに、「企業向けLGBTセミナー」を3回連続講座として開催し、企業関係者など延べ約80人が参加しました。1回目は基礎講座としてSOG1ハラをテーマとして、2回目、3回目はゲストスピーカーをお招きして、企業の顧客対応や労務管理に焦点を当てた内容としました。 11月に開催した人権フェアや2月に開催した人権学校においても、性的マイノリティに関するパネル展示を行うとともに、関連団体のリーフレット等を配布し、より効果的な啓発、広報の手法について検討してまいります。 また、人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会を通じて、引き続き、関係部署と性的マイノリティに関わる相談機関との連絡・調整を密に行ってまいります。</p>	<p>川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、「企業向けLGBTセミナー」や、人権フェア等の場において、性的マイノリティに関するパネル展示や、関係団体のリーフレット等の配布を行うなど、人権意識の普及活動を行いました。 令和2年7月には、「川崎市パートナーシップ宣誓制度を創設し、同制度の周知等も含め、今後も引き続き、研修やイベント等の場において、パネル展示や、関連団体のリーフレット等の配布を行い、より効果的な啓発、広報の手法について検討してまいります。 また、人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会を通じて、引き続き、関係部署と性的マイノリティに関わる相談機関との連絡・調整を密に行ってまいります。</p>	C	市民文化局	人権・男女共同参画室		
			☆				66	人権啓発映画上映会(ピープルデザインシネマ)	<p>■目的・目標：上記61の具体的な取組として、映画上映等を通じて、市民に対して性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を広めるよう取り組めます。</p> <p>■事業概要：映画の上映及び当事者を含むスペシャルトークショー等を通じて、LGBTをはじめとする性的マイノリティを身近に感じ、理解を深め、お互いを尊重し合える機会とします。特に中学生・高校生の参加を促進します。</p>	<p>1月に「ピープルデザインシネマ2018」を開催し、性的マイノリティをテーマとしたトークショーや映画上映会を行い、約180人が参加しました。また、上映会終了後に、本市初の取組として、当事者・家族・支援者による「情報共有ルーム」を設置し、約30人が参加しました。この「情報共有ルーム」の設置は、数年来の課題でしたが、今回、映画イベントと同時に実施することにより、来場希望者の心理的なハードルを下げることでできたことと評価しています(単発で実施すると、行きづらい状況もあると関係団体から聞いています)。初の取組ではありましたが、参加者や関係団体からは好評を得ました。 周知に際しては、関連団体のネットワークも活用し、悩んでいる当事者に直接情報が伝わるように工夫したほか、「情報共有ルーム」には主に中学・高校生向けに取り組んでいる団体を招聘するなどの対応を図りました。とりわけ、10代の性的マイノリティ当事者の相談に応じているNPO団体を複数招聘したことにより、子どもの世代の悩み等について支援者間の情報共有を図ることができました。</p>	<p>1月に「ピープルデザインシネマ2019」を開催し、性的マイノリティをテーマとしたトークショーや映画上映会を行い、約190人が参加しました。また、上映会終了後に、昨年度に引き続き、当事者・家族・支援者による「情報共有ルーム」を設置し、約25人が参加しました。この「情報共有ルーム」の設置は、映画イベントと同時に実施することにより、来場希望者の心理的なハードルを下げることでできたことと評価しています(情報共有ルームのみの実施とすると、行きづらい状況もあると関係団体から聞いています)。子どもも含めて幅広い年代、立場からの参加があり参加者や関係団体からは好評を得ました。 周知に際しては、関連団体のネットワークを積極的に活用し、悩んでいる当事者に直接情報が伝わるように工夫したほか、上映する映画も高校を舞台としたものを取り上げるなど、中学・高校生の参加のしやすさに配慮しました。「情報共有ルーム」には主に中学・高校生向けに取り組んでいる団体を招聘するなどの対応を図りました。昨年度に引き続き、10代の性的マイノリティ当事者の相談に応じているNPO団体を複数招聘したことにより、子どもの世代の悩み等について支援者間の情報共有を図ることができました。</p>	<p>1月に「ピープルデザインシネマ2020」を開催し、性的マイノリティをテーマとしたトークショーや映画上映会を行い、約170人が参加しました。また、上映会終了後に、昨年度に引き続き、当事者・家族・支援者による「情報共有ルーム」は、3回目の実施となりますが、今回は幅広い世代のさまざまな属性の方々に参加していただきました。映画イベントと同時に実施することにより、来場希望者の心理的なハードルを下げることでできたことと評価しています(情報共有ルームのみの実施とすると、行きづらい状況もあると関係団体から聞いています)。子どもも含めて幅広い年代、立場からの参加があり参加者や関係団体からは好評を得ました。 周知に際しては、関連団体のネットワークを積極的に活用し、悩んでいる当事者に直接情報が伝わるように工夫したほか、上映する映画も高校を舞台としたものを取り上げるなど、中学・高校生の参加のしやすさに配慮しました。「情報共有ルーム」には主に中学・高校生向けに取り組んでいる団体に参加依頼するなどの対応をしました。昨年度に引き続き、10代の性的マイノリティ当事者の相談に応じているNPO団体を複数招聘したことにより、子どもの世代の悩み等について支援者間の情報共有を図ることができました。</p>	<p>ピープルデザインシネマの開催により、映画の上映及び当事者を含むトークショー等を通じて、LGBTをはじめとする性的マイノリティを身近に感じ、理解を深めていただくための取組を行いました。 映画上映後には、自由参加の「情報共有ルーム」を設置することで、当事者やそうでない方も自由に情報交換等を行える場の提供を行いました。 今後も、性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を広めていくため、引き続き、取組を進めてまいります。</p>	C	市民文化局	人権・男女共同参画室

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(4)個別の必要に応じた支援	性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。	16条	☆	67		イベントにおける人権関連ブースの出版	<p>■目的・目標：上記62の具体的な取組として、映画上映等を通して、市民に対して性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を広めるよう取り組みます。</p> <p>■事業概要：性同一性障害に関する相談窓口をはじめとする性的マイノリティに関する施策や団体情報を紹介するほか、子どもの権利を含めた様々な人権課題についての啓発や相談窓口の案内などを行います。</p>	4月及び10月に市内の祭りに人権ブースを出展し、性的マイノリティに関するパネル展示を行うとともに、関連団体のリーフレット等を配布しました。	4月及び11月に市内の祭りに人権ブースを出展し、性的マイノリティに関するパネル展示を行うとともに、関連団体のリーフレット等を配布しました。	4月及び11月に市内の祭りに人権ブースを出展し、性的マイノリティに関するパネル展示を行うとともに、関連団体のリーフレット等を配布しました。	人権フェアやビジュアルデザインシネマ等のイベントや、市内の祭りでの人権ブース出展の際に、性的マイノリティに関するパネル展示のほか、関連団体のリーフレット等の配布を行いました。今後も引き続き、理解を進めるための啓発、広報を継続し、より効果的な啓発、広報の手法について検討を行ってまいります。	C	市民文化局	人権・男女共同参画室
			☆			男女平等教育参考資料の作成	<p>■目的・目標：性別役割分担意識のまだ少ない小学生を対象として、「男らしく女らしく」ではなく、「自分らしく」生きることが大切であることに気づくための手助けとします。</p> <p>■事業概要：男女平等教育の参考となる冊子等を作成・配布し、学校教育における男女共同参画に関する教育を推進します。</p>	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学生を対象に14、220部配布しました。あわせて教員用に「活用の手引き」を配布し、学校教育における男女平等の推進に実践の視点等の周知に努めました。人権週間（12月4日～10日）にあわせ、資料の配布時期を11月に早めました。	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学生を対象に13、800部配布しました。あわせて教員用に「活用の手引き」を配布し、学校教育における男女平等の推進に実践の視点等の周知に努めました。今年度は、例年より早い時期となる男女平等推進週間（6月23日から29日まで）にあわせ、資料の配布を6月に実施しました。	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学生を対象に13、900部配布しました。あわせて教員用に「活用の手引き」を配布し、学校教育における男女平等の推進に実践の視点等の周知に努めました。今年度は、例年より早い時期となる男女平等推進週間（6月23日から29日まで）にあわせ、資料の配布を6月に実施しました。	教員が柔軟に資料を活用できるようにするため、引き続き、小学校への配布時期を検討する必要があります。平成29～令和元年度の3年間の評価としては、アンケートの結果から、性別にとらわれずに一人ひとりがかがやくことの大切さを、イラストを用いて啓発できました。	C	市民文化局	人権・男女共同参画室
			☆			思春期精神保健相談	<p>■目的・目標：思春期の精神保健に関する相談、親支援、関係機関支援を行います。</p> <p>■事業概要：概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談、家族向けセミナー等を行います。また事例検討会、思春期従事者学習会の開催を通して、多くの思春期相談機関との連携強化を図ります。</p>	子どもの心の健康維持促進あるいは回復のために思春期精神保健に関する電話相談を市民より受け付け、家族向けセミナーを年10回実施しました。また事例検討会を年6回、思春期相談従事者学習会を年1回実施し、連携強化および多機関後方支援を行いました。	思春期精神保健に関する電話相談を通年受け付け、家族向けセミナーを5回実施しました。また事例検討会を年6回、思春期相談従事者学習会を年2回、その他コンサルテーション等を適宜実施しました。子ども本人はもちろんのこと、その家族や関係機関も支援を行うことで、子どもの心の健康の維持促進または回復をはかりました。	思春期精神保健に関する電話相談を通年受けました。また家族向けセミナーを延10回実施し、関係機関職員に向けて事例検討および医療相談会を年5回、思春期相談従事者学習会を年1回、その他コンサルテーション等を適宜実施しました。子ども本人はもちろんのこと、そのご家族や関係機関にも支援を行うことで、子どもの心の健康の維持促進あるいは回復を行いました。	思春期の子ども本人やそのご家族だけではなく、多分野の関係機関職員にも支援を行うことで機関連携を強化しました。「子どもの権利」に関連して：安心して生きる権利、子どもの必要に応じて特別な支援を受ける権利の保障として、精神保健に関する相談に対応しました。子ども本人の個別要因だけでなく、家族などの環境要因および社会要因に対するアプローチも肝要である。子ども本人、ご家族への支援、関係機関の連携強化の一層の充実が必要であります。	C	健康福祉局	精神保健福祉センター
			☆			健全母性育成事業	<p>■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。</p>	保健福祉センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	保健福祉センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。今後も各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施していくことで、地域のみまもり支援センターが思春期の心や体、性に関して相談できる場だということを生徒に向けて周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要があります。また、集団指導においては引き続き実施する対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課
			☆			性同一性障害などに悩む児童生徒への対応	<p>■目的・目標：教職員が性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識を得て、理解を深めるための取組を行います。</p> <p>■事業概要：性的マイノリティの人権課題に関する教職員を対象とした研修を行います。また、悩みを抱えた児童生徒や保護者への対応に向けた学校への支援を図ります。</p>	各学校の人権尊重教育推進担当者研修や、ライフステージに応じた教職員研修（初任者、2校目異動者、10年経験者、15年経験者、教頭、校長）において、性的マイノリティの人権課題を学ぶための時間を確保し、理解を深めるとともに、性同一性障害などに悩む児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、支援のあり方について周知を図りました。また、実際に悩みを抱えている児童生徒に対して、関係機関と連携し、継続して支援を行いました。	各学校の人権尊重教育推進担当者研修、ライフステージに応じた教職員研修（初任者、2校目異動者、中堅職員、15年経験者、教頭、校長）、養護教諭キャリアアップ研修において、性的マイノリティの人権課題について理解を深めるとともに、性同一性障害などに悩む児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、具体的な支援のあり方について周知を図りました。実際に悩みを抱えている児童生徒に対して、関係機関と連携し、継続して支援を行いました。	各学校の人権尊重教育推進担当者研修、ライフステージに応じた教職員研修（初任者、2校目異動者、中堅職員、15年経験者、教頭、校長）、学校からの要請研修において、性的マイノリティの人権課題について理解を深めるとともに、性同一性障害などに悩む児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、具体的な支援のあり方について周知を図りました。実際に悩みを抱えている児童生徒に対して、関係機関と連携し、継続して支援を行いました。	ライフステージに応じた研修や担当者研修において、性的マイノリティの児童生徒の悩みや具体的な対応について話をすることで理解が深まり、教職員の意識の向上につながりました。校内で性的マイノリティの人権についての研修が実施されるようになったことや、子どもが理解するなど、性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活が過ごせるような支援体制づくりが進んできました。性的マイノリティの児童生徒の悩みが直接的に見えづらいため、日々の生活において、何気ない大人の言動が子どもの心に大きく影響することがあります。教職員や保護者の意識改革は継続して実施していく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室
☆	地域療育センターにおける相談事業	<p>■目的・目標：0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族について、相談・診察・評価・訓練及び全般的な支援を行います。</p> <p>■事業概要：関係機関と連携をとりながら、相談、診察等の総合的療育サービスを展開し、子どもに沿った援助を総合的にを行います。</p>	一層のサービス向上を図るため、指定管理者への移行を実施した中央療育センター、南部・北部地域療育センターの適切な運営を継続し、民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで子どもに沿った援助を総合的に行いました。	一層のサービス向上を図るため、指定管理者への移行を実施した中央療育センター、南部・北部地域療育センターの適切な運営を継続し、民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで子どもに沿った援助を総合的に行いました。	一層のサービス向上を図るため、指定管理者への移行を実施した中央療育センター、南部・北部地域療育センターの適切な運営を継続し、民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで子どもに沿った援助を総合的に行いました。	総合的療育サービスを展開し、子どもに沿った援助を総合的に行いました。引き続き子どもの特性に応じた一層の総合的な療育サービスの提供に努めてまいります。	C	健康福祉局	障害計画課					

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(4)個別の必要に応じた支援 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。	⑨ 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条	☆	73		地域での生活を支援するための障害福祉サービス（在宅支援）	<p>■目的・目標：障害を持った子どもが豊かな地域生活を送れるよう、法に基づいたサービスを提供します。</p> <p>■事業概要：障害者総合支援法等に基づくサービス提供を通じて、障害を持った子どもも豊かな地域生活を送れるように支援します。</p>	障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動支援、短期入所、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービス提供を行い、障害を持った子どもも豊かな地域生活を送れるよう支援しました。	障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動支援、短期入所、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービス提供を行い、障害を持った子どもも豊かな地域生活を送れるよう支援しました。	障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動支援、短期入所、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービス提供を行い、障害を持った子どもも豊かな地域生活を送れるよう支援しました。	障害のある子どもが豊かな地域生活を送れるよう、障害者総合支援法等に基づくサービスの充実に引き続き努めてまいります。	C	健康福祉局	障害計画課
			☆	74	ふれあい障害福祉の案内	<p>■目的・目標：川崎市内の障害サービスに係る情報や相談機関の連絡先等の情報提供を行います。</p> <p>■事業概要：川崎市にお住まいの障害者（児）やその家族の方々が利用できる各福祉制度の概要や保護・相談などの窓口を案内します。</p>	市民への障害福祉サービス等の情報提供のため、各区保健福祉センター等で配布する冊子14,000冊を作成しました。また、視覚障害者等へ配慮するため、掲載内容をホームページ上で公開し、点字版等を作成しました。	市民への障害福祉サービス等の情報提供のため、各区保健福祉センター等で配布する冊子14,000冊を作成しました。また、視覚障害者等へ配慮するため、掲載内容をホームページ上で公開し、点字版等を作成しました。	市民への障害福祉サービス等の情報提供のため、各区保健福祉センター等で配布する冊子13,000冊を作成しました。また、視覚障害者等へ配慮するため、掲載内容をホームページ上で公開し、点字版等を作成しました。	引き続き冊子・点字版の作成を行い、状況に応じた障害福祉サービス等の情報を市内にお住まいの方々へ提供してまいります。	C	健康福祉局	障害計画課	
			☆	75	障害児施設の設定・運営	<p>■目的・目標：障害特性に応じた療育等の支援を行います。</p> <p>■事業概要：南・北・西部地域療育センター、中央療育センター、ソレイユ川崎などの施設を設置・運営します。</p>	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。	利用実績の伸びに応じた給付費等の増額が必要となっ ていきます。 義務的な経費であるため、障害児施設や事業の利用実績の伸びに応じて増額が必要であるため、対応してまいります。	C	健康福祉局	障害計画課	
			☆	76	地域での生活を支援するための障害福祉サービス（放課後活動等支援）	<p>■目的・目標：市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中の余暇活動の充実を図り、児童と保護者の地域における生活を支援します。</p> <p>■事業概要：放課後や長期休暇中（夏休み等）に障害のある中高生を預かり、集団活動を通して社会に適應する日常的な訓練を行い、子どもの社会参加の支援を行います。</p>	障害のある中高生の放課後や長期休暇中における余暇活動の支援を行うことを目的・目標としたタイムケアモデル事業をこども文化センターや養護学校など9か所所で実施しました。また、小中学校並びに高校生を対象として放課後等デイサービス事業で110か所所で実施しました。	障害のある中高生の放課後や長期休暇中における余暇活動の支援を行うことを目的・目標としたタイムケアモデル事業を公共施設等2か所所で実施しました。（地域支援・療育係）	障害のある中高生の放課後や長期休暇中における余暇活動の支援を行うことを目的・目標としたタイムケアモデル事業を公共施設等1か所所で実施し、年度末を以て終息しました。	障害のある中高生の放課後や長期休暇中における余暇活動の支援を継続して実施しました。タイムケアモデル事業は計画のとおり、令和元年度（令和元年度）にて、終息しましたが、今後は平成24年度児童福祉法改正により創設された放課後等デイサービス等で余暇活動の支援を行います。	C	健康福祉局	障害計画課	
			☆	77	発達障害者支援センター事業	<p>■目的・目標：発達障害児者に対する支援を行う地域の拠点として、本人及び家族等からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域における支援体制の整備を促進します。</p> <p>■事業概要：発達障害児者やその家族に対する専門相談、発達障害児者を支援する関係職員への研修や市民への普及啓発を行います。また、関係者で構成される発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、情報交換等を行います。</p>	発達相談支援センターにおいて、発達に関わる一般的な相談の他、医療相談や就労相談等を実施しました。関係職員への研修として、発達相談支援コーディネーター養成研修、プラスワン講座、発達障害基礎研修を、市民への普及啓発として、発達障がい応援キャラバン、市民講座を実施しました。また、発達障害支援地域連絡調整会議を平成30年2月に開催し、発達障害の支援に関する課題の共有や情報交換を行いました。	発達相談支援センターにおいて、子どもの発達に関わる一般的な相談の他、医療相談や就労相談等を実施しました。また、子どもの発達等に関する関係職員への研修として、保育士向けの発達相談支援コーディネーター養成研修やプラスワン講座、窓口職員向けの発達障害対応力向上研修を実施し、市民への普及啓発講座として、発達障がい応援キャラバン、市民講座「子どもたちが安心して暮らすために」を実施しました。また、発達障害支援地域連絡調整会議を平成31年1月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組等について課題の共有や情報交換を行いました。	発達相談支援センターにおいて、子どもの発達に関わる一般的な相談の他、医療相談や就労相談等を実施しました。また、子どもの発達等に関する関係職員への研修として、保育士向けの発達相談支援コーディネーター養成研修やプラスワン講座、窓口職員向けの発達障害対応力向上研修を実施し、市民への普及啓発講座として、発達障がい応援キャラバン、市民講座「子どもたちが安心して暮らすために」を実施しました。また、発達障害支援地域連絡調整会議を令和2年3月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組等について課題の共有や情報交換を行いました。	子どもの発達に関する相談は増加しているため、引き続き、地域における支援体制の充実に努めてまいります。	C	健康福祉局	障害計画課	
			☆	78	139 発達相談支援教室	<p>■目的・目標：精神発達面に課題があると思われる幼児や、親子関係、養育環境等の改善が必要な親子に対し、適切な支援を提供します。</p> <p>■事業概要：集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通して、幼児の健全な発育発達を促すような働きかけを行い養育を支援します。</p>	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	幼児の健全な発育発達を促すため、臨床心理士等専門職による事業を展開し、継続的な支援を実施しました。発育発達に不安を持つ親子が増えていることや対象年齢の幅が広がってきているため、参加対象、内容について検討しつつ、今後も遊びや食生活、生活リズム等の大切さを学習する発達相談支援教室の充実を図っていく必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課	

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(4)個別の必要に応じた支援 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。	⑨ 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条	☆	79		わくわくプラザ事業(障害児対応)	<p>■目的・目標：障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進します。</p> <p>■事業概要：職員の子どもの権利に関する認識を向上させ、障害等による差別や不利益を受けることなく利用できるよう、学校や地域と連携を図り、適切に対応します。</p>	学校や地域と連携を図り、児童にとって利用しやすく過ごしやすい施設とともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。	学校や地域と連携を図り、児童にとって利用しやすく過ごしやすい施設とともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。	学校や地域と連携を図り、児童にとって利用しやすく過ごしやすい施設とともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。	必要な支援を適切に行うことにより、過ごしやすい環境を提供した。引き続き必要な支援を適切に行い、子どもの権利が守られるよう対応していく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
			☆	80		統合保育	<p>■目的・目標：障害の有無を理由として差別や不利益を受けることがないよう、保育所・家庭や地域等における子どもの権利保障に必要な支援を行います。</p> <p>■事業概要：障害のある子どもも含めて全ての子どもがともに過ごす中で互いに理解しあい、支えあう保育所等での活動を支援し、統合保育を充実します。</p>	研修や巡回支援の実施、他機関との連携を図り、インクルーシブ保育を充実させました。	研修や巡回支援の実施、他機関との連携を図り、インクルーシブ保育を充実させました。	研修や巡回支援の実施、他機関との連携を図り、インクルーシブ保育を充実させました。	障害の有無を理由として差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもも含めて全ての子どもがともに過ごす中で互いに理解しあい、支えあう保育所等での子どもの権利保障に必要な支援を行いました。	C	こども未来局	運営管理課
			☆	81		発達に課題のある未就学児への支援事業(川崎区)	<p>■目的・目標：発達に課題のある未就学児の保護者が、発達への理解を深め、安心して子育てができるよう支援を行います。保護者の育児不安を解消するとともに、同じ悩みをもつ保護者が集うことで仲間づくりに寄り親の孤立を防ぎます。</p> <p>■事業概要：発達に課題のある未就学児への支援として、保護者に対する講座等を実施し養育を支援します。</p>	発達に課題のある未就学児とその保護者を対象に、学習会「こどもの力を育てるために」を8回開催し、子育てにおける問題を解決していきけるよう支援し、孤立を予防することができました。	発達に課題のある未就学児とその保護者を対象に、学習会「こどもの力を育てるために」を4回開催し、子育てにおける問題を解決していきけるよう支援し、孤立を予防することができました。	発達に課題のある未就学児とその保護者を対象に、学習会「こどもの力を育てるために」を4回開催し、子育てにおける問題を解決していきけるよう支援し、孤立を予防することができました。	発達に課題のある子どもの保護者が子育ての知識を深め、子育てに対する積極的な意識を高めるとともに、保護者同士の交流を通じた育児を支えあう関係づくりを支援しました。また、講師より各参加者の子どもの状況を聞き、その子どもにあった支援場所や対応方法などを効果的にアドバイスを行うことで、保護者の不安解消につなげることができました。発達障害が疑われる乳幼児は増加傾向にあります。他機関においても保護者支援の取組等があり、参加者数が少ない状況となっており、費用対効果の観点から検討が求められます。	C	川崎区役所	地域ケア推進課
			☆	82	155	子どもの発達支援事業(幸区)	<p>■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「じっとしてられない」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上の大変さや悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。</p> <p>■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩みを抱えている保護者が、子どもとの向き合い方や子どもの力を伸ばすかわりを学ぶ講座を開催します。</p>	講座のテーマを「ことばの発達について」「子どもの遊びと発達」「スマホの使い方」等とし、年5回開催。そのうちの1回を児童虐待防止月間区民向け講演会との合同開催とし、合計で169名の参加がありました。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 ・ことばの発達について 年2回（6月12日25名、11月30日26名参加） ・子どもの遊びと発達（感覚統合を知ろう） 年2回（7月6日20名、12月3日22名参加） ・前向き子育てプログラムについて 年2回（9月8日28名、2月8日22名参加） ・発達障害について 年2回（10月9日14名、3月4日6名参加）	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 ・ことばの発達について 年2回（6月10日19名、11月11日21名参加） ・子どもの遊びと発達（感覚統合を知ろう） 年2回（7月18日18名、12月9日26名参加） ・前向き子育てプログラムについて 年2回（9月6日16名、1月24日31名参加） ・発達障害について 年2回（10月15日10名参加、2月は新型コロナウイルスの感染予防対策のため中止）	切れ目のない継続的な支援体制を平成29年度から、徐々に整備したことにより、①児の発達評価、支援の方向性づけと関係機関へのつなぎの適切化、②保護者の育児不安や児への関わり方に対する丁寧な支援や療育への動機づけが行えた。③地区担当との連動性を持った支援を行うことができました。虐待に至るハイリスクの一つとして、子どもの発達課題が挙がることから、今後も継続した取組が必要ですが、市の発達支援のあり方が検討中のため、区の事業実施についても再検討が必要です。	C	幸区役所	地域支援課
			☆	83	162	子どもの発達支援事業(中原区)	<p>■目的・目標：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が発達支援に関わる課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの発達支援検討会」を設置し、発達に課題のある子どもの課題解決に向けた援助について検討を行います。また、その保護者の子どもへの対応スキルの向上をめざすと同時に、保護者相互の力を活用できるよう支援を行ないます。</p>	発達支援検討会を年2回開催し、発達支援に関わる課題を共有しました。また支援者のための研修会を開催し、支援者のスキルアップを図りました。保護者セミナーや保護者ミーティングを定期的に開催し、保護者が子どもへの対応スキルを学ぶとともに、保護者同士の交流を図りました。参加者にとってよりの確かな情報と支援が提供されています。	発達支援検討会を年2回開催し、発達支援に関わる課題を共有しました。また「他機関との連携」をテーマとしたグループワークを行い、支援者のスキルアップを図りました。保護者セミナーや保護者ミーティングを全9回、保護者ミーティングを全7回開催し、保護者が子どもへの対応スキルを学ぶとともに、保護者同士の交流を図りました。参加者にとってよりの確かな情報と支援が提供されています。	発達支援検討会を年1回開催し、発達支援に関わる課題を共有しました。「他機関との連携」をテーマとしたグループワークを行い、支援者のスキルアップを図りました。保護者セミナーを全9回、保護者ミーティングを全7回開催し、保護者が子どもへの対応スキルを学ぶとともに、保護者同士の交流を図りました。参加者にとってよりの確かな情報と支援が提供されています。	乳幼児期の子どもを持つ保護者を対象とした保護者セミナー及び、学齢期の子どもを持つ保護者を対象とした保護者ミーティングの実施により「切れ目のない支援」の提供ができました。保護者が子どもへの対応スキルを学んだり、保護者同士の交流を持つことで育児に対する不安軽減につなげました。発達に課題のある子どもについて認知が広がり、相談機関が増えるなど発達支援を取り巻く環境が変化してきているなかで、発達支援検討会の成果の振り返り及び今後のあり方について再検討が必要です。	C	中原区役所	地域支援課
			☆	84	182	幼児の発達支援事業(多摩)	<p>■目的・目標：幼児の健康の保持増進及び発達への支援を行い、同時に虐待予防を図ることにより子どもの権利を保障します。</p> <p>■事業概要：「言葉が遅い」、「多動落ち着きがない」、「こだわりが強い」など精神及び社会性の発達に関する不安や、育てにくさを感じている幼児と保護者に対し、子どもの発達を促す支援と保護者の育児不安や負担の軽減を図るよう支援します。</p>	1歳半と3歳児健診後のフォローグループ（各グループ年12回）を実施しました。フォローグループは市の乳幼児健診再構築に合わせて対象年齢等の見直しを行い、参加者の増加を促すことで、より多くの親子に対して子どもの権利を保障することができました。集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。	1歳半と3歳児健診後のフォローグループ（各グループ年12回）を実施しました。集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。昨年度から対象年齢等の見直しを行ったことで参加者が増加し、より多くの親子に対して子どもの権利を保障することができました。	1歳半健診のとフォローグループ（年12回）では参加前後にアンケートを導入し、子どもの変化を把握しフォローを実施しました。3歳児健診（年12回）では個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。	専門職による集団支援と個別支援を行い、母子的変化をカファレンスで共有し、子どもの発達に応じた具体的な支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。今後も引き続き、発達に関する不安や、育てにくさを感じている幼児と保護者に対し、子どもの発達を促す支援と保護者の育児不安や負担の軽減を図るよう支援します。	C	多摩区役所	地域支援課
☆	85		精神衛生外来診療	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第16条に定める個別の必要に応じた支援を受ける権利により、発達障害等の症状のある子どもにカウンセリングを実施します。</p> <p>■事業概要：発達障害、自閉症、不登校などの心身症状を呈する子どもに対し、カウンセリングを行い症状の緩和をめざします。</p>	月に3～5回の診察で、平成29年4月から平成30年3月までの1年間に、延べ185人の患者（月平均15人）のカウンセリングを行いました。他診療等もを行っている中でカウンセリングであり、対応患者数は最大数に達していると考えられます。	平成30年4月から平成31年3月までの1年間で、延べ191人（月平均16人）のカウンセリングを行いました。	平成31年4月から令和2年3月までの1年間で延べ190人（月平均16人）のカウンセリングを行いました。	なかなか新規患者を受け入れられない状況が続いています。	C	病院局	川崎病院事務局庶務課			

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課	
(4)個別の必要に応じた支援 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	⑨ 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条	☆	86		通常の学級児童生徒と特別支援学級・特別支援学校児童生徒の相互交流	<p>■目的・目標：交流及び共同学習の促進を図ります。</p> <p>■事業概要：一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別支援学級在籍児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流、特別支援学校と地域の学校との交流、あるいは特別支援学校に在籍している児童生徒と居住地の学校の児童生徒との交流を推進します。</p>	市立の小中学校で特別支援学級を設置している学校は小中学校を合わせて164校となっており、そのうちの154校が障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を継続的に実施しています。また、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の学校の児童生徒との間で交流及び学校間交流については、対象となる特別支援学校7校で居住地交流を希望する児童生徒に一人当たり年間3回程度実施しており、地域の小学校30校、中学校15校と交流を行い、延べ297人が参加しています。小中学校での交流及び共同学習、特別支援学校の居住地交流の内容については、個々の教育的ニーズに応じ各教科の学習や学校行事に参加している状況が報告されています。	市立の小中学校で特別支援学級を設置している学校は小中学校を合わせて164校であり、小中学校内で行われる障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を継続的に実施しています。また、川崎市域の特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の学校の児童生徒との間で行われる交流及び学校間交流については、対象となる特別支援学校7校で居住地交流を希望する児童生徒に一人当たり年間3回程度実施しており、地域の小学校36校、中学校14校と交流を行い、延べ484人（居住地交流114人、学部単位での学校間交流370人）が参加しています。小中学校内で行われる交流及び共同学習、また特別支援学校の居住地交流の内容については、個々の教育的ニーズに応じ各教科の学習や学校行事に参加している状況が報告されています。	市立の小中学校で特別支援学級を設置している学校は小中学校を合わせて165校であり、小中学校内で行われる障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を継続的に実施しています。また、川崎市域の特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の学校の児童生徒との間で行われる交流及び学校間交流については、対象となる特別支援学校7校で居住地交流を希望する児童生徒に一人当たり年間3回程度実施しています。地域の小学校24校、中学校10校と交流を行い、41名が参加しています。小中学校内で行われる交流及び共同学習、また特別支援学校の居住地交流の内容については、個々の教育的ニーズに応じ各教科の学習や学校行事に参加している状況が報告されています。	小中学校における特別支援学級在籍児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習については、特別支援学級を設置する全ての学校において計画的に実施されています。また、川崎市域の特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の学校の児童生徒との間で行われる交流及び共同学習については、希望する児童生徒に対して、個別の指導計画に基づき複数回実施することができています。地域や学校、児童生徒の実態に応じて内容を工夫することで、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に活動に参加する機会になっています。川崎市域の特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の学校の児童生徒との間で行われる居住地交流や学校間交流の取組を促進するため、特別支援学校在籍の児童生徒に居住地校における副次的な学籍を設置する等の検討が必要と考えます。	C	教育委員会事務局	指導課	
			☆			87	心の健康相談支援事業	<p>■目的・目標：児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学面も含めた学校への支援体制を充実させます。</p> <p>■事業概要：心の健康に起因する問題について、精神科医等による面接相談を実施するほか、精神科医等を派遣しての学校で面接相談を実施します。また、相談事例に基づいた研修会等を行い、心の健康問題への啓発活動を実施します。</p>	学校から、心の健康に起因する問題を抱えた児童生徒の理解や対応についての相談を受けて、精神科医が学校での指導方法等の助言を行うことで改善を図ることができました。また、講演会の開催により学校長・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行いました。	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。また、研修会を開催し、心の健康問題に関する啓発活動も実施しました。	精神科医を学校に派遣し、面接相談を実施することで個々の児童の状況を把握し、対応策を学校に指導助言する等改善を図ることができました。また、研修会等の開催により、学校教職員等への理解を深める取組をすすめることができました。学校からの要請が毎年あることから、今後も継続した取組を進めてまいります。	C	教育委員会事務局	健康教育課	
			☆			88	特別支援教育体制充実事業	<p>■目的・目標：川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する、学校としての支援体制の整備、充実を図るために、特別支援教育体制充実事業を実施します。</p> <p>■事業概要：川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する理解を促進し、学校としての特別支援教育体制の充実を図ります。</p>	年間4回のコーディネーター連絡会議の中で、取組の事例を交換したり、研修的な課題に取り組んだりしました。近隣の学校同士で座席を配置したことで、情報交換がスムーズに行えました。児童支援コーディネーターを全校で専任化した小学校においては、計画的に巡回指導員が巡回し、コーディネーターに対し必要な支援を行いました。中・高等学校には専門家である巡回相談員が計画巡回を行い、支援が必要な生徒の個別の指導計画の作成を支援しました。	年4回の特別支援教育コーディネーター連絡会議の中で、コーディネーターのスキルアップや学校間の連携を図るため、特別支援教育の最新情報を連絡するともに、小中学校、中高等学校で情報交換を行う時間を設定しました。特別支援教育コーディネーター養成研修を年7回実施し、延べ437名が参加しました。また、初めて指名された児童支援コーディネーターに対する巡回指導員の計画的な巡回訪問、中・高等学校に対する専門家の巡回相談員の巡回支援を行いました。	年4回の特別支援教育コーディネーター連絡会議の内容を工夫し、各校種のニーズに応えるとともに、日本語指導等との連携を推進しました。特別支援教育コーディネーター養成研修を年6回に精選し、延べ286名が参加しました。また、初めて指名された児童支援コーディネーターに対する巡回指導員の計画的な巡回訪問、中・高等学校に対する巡回相談員の巡回支援を行い、一人一人に合わせた支援の充実を図りました。	児童生徒の教育的ニーズが、発達障害、不登校、外国につながる家庭等、多様化する中、障害者差別解消法や新学習指導要領の周知、個別の支援計画の工夫、ICTの活用に加え、福祉機関との連携等、必要な情報をコーディネーター連絡協議会で提供しました。各学校の意識が高まり、通常の学級で支援を必要とする児童生徒数が増加しました。学習指導要領の全面実施に向け、合理的配慮のある授業作りをより効果的に進めていきます。	C	教育委員会事務局	特別支援教育センター
⑩ 児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。		16条		89	225	子どもの権利ノート活用	<p>■目的・目標：施設委託児童に「子どもの権利ノート」を配布することで相談しやすい環境を整備し、児童の権利擁護を図ります。</p> <p>■事業概要：5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、委託児童の権利擁護を図ります。</p>	各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	今後も委託児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利擁護を図ります。	C	こども未来局	こども保健福祉課	
						90	里親家庭用「子どもの権利ノート」	<p>■目的・目標：里親委託児童に「子どもの権利ノート」を配布することで相談しやすい環境を整備し、児童の権利擁護を図ります。</p> <p>■事業概要：5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、委託児童の権利擁護を図ります。</p>	里親に委託した児童に対し「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	里親に委託した児童に対し「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	里親に委託した児童に対し「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	里親に委託した児童に対し「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。今後も委託児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利擁護を図ります。	C	こども未来局	こども保健福祉課
						91	児童養護施設等での啓発活動、情報提供等	<p>■目的・目標：施設入所児童がより安心して暮らせるよう支援し、施設職員の知識向上を図ります。</p> <p>■事業概要：施設内における子どもの権利を保障するため、施設において子どもの声を拾い上げる仕組みの整備や、職員の資質向上を図る研修等が実施されるよう必要な情報提供や支援等を行います。</p>	各施設において、第三者委員を選定し施設内に連絡先を掲示するなど、子どもの声を拾い上げる仕組みを各施設において実施しました。	各施設において、第三者委員を選定し施設内に連絡先を掲示するなど、子どもの声を拾い上げる仕組みを各施設において実施しました。	各施設において、第三者委員を選定し施設内に連絡先を掲示するなど、子どもの声を拾い上げる仕組みを各施設において実施しました。	第三者委員の選定とその連絡先を施設内に日常的に掲示することによって、施設職員の児童の権利保護の意識を高め、入所児童自身にとっても、自らが権利を守られるべき存在だという意識を醸成することができました。引き続き同様の取組を実施し、施設内における児童の権利保護の意識づけを定着化していきます。	C	こども未来局	こども保健福祉課

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課	
(4)個別の必要に応じた支援 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。	⑩ 児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。	16条		92	285	子ども夢パーク事業（不登校児童生徒居場所事業）	<p>■目的・目標：不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：学校や家庭・地域の中に居場所を見い出せない子ども一人ひとりが、安心して過ごせる居場所をつくり、多様に育ち学ぶことを支援します。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見いだせない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見いだせない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見いだせない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、子どもの参画の下、様々な企画や講座を開催したほか、個別学習支援等とおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりが実現できました。</p>	C	こども未来局	青少年支援室	
				93		DV被害者の子どもへの支援	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第20条に基づき、DV被害者の子どもに対する支援を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもの目の前でやられるDVは児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者であると捉え、特別な支援が必要な場合には、児童相談所等関係機関と連携を図り適切に対応します。</p>	<p>DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。</p>	<p>DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。</p>	<p>DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。</p>	<p>DVと虐待の関係性について、関係機関と会議や研修を通して周知や連携の強化を図ってきました。児童相談所と区役所・支所との連携や、電話相談窓口であるDV相談支援センターからの情報提供により、特別な支援が必要な場合において、適切な対応を行うことができました。</p> <p>毎年職員の異動がある中で、関係機関職員の理解や対応の水準を維持、向上できるよう、会議や研修を通して周知や連携の強化を継続的に行っていく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
				94		児童相談所一時保護所における学習支援	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第21条に基づき、児童相談所一時保護所における学習支援を実施します。</p> <p>■事業概要：一時保護所における児童の学習をする権利の確保を目的として、教員免許を持った学習専門指導員（非常勤嘱託員）を配置し学習室等において児童へ学習支援を行います。</p>	<p>一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。</p>	<p>一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。</p>	<p>一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。</p>	<p>児童相談所一時保護されている児童の学習権を保障するため、教員免許を持った学習専門指導員を配置し、各個人の年齢や能力に合わせた学習支援をすることができました。</p> <p>学習用パソコンの利用や、受験期の児童の目標や希望に応じた手厚い支援が不十分なため今後充実させていく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
				95		児童相談所等生活している子どもへの情報提供等	<p>■目的・目標：児童相談所一時保護所や施設入所をしている子どもへ子どもの権利に関する情報提供を行います。</p> <p>■事業概要：施設入所等を行う子どもに対して、相談体制等の情報提供を行うために、子どもの権利ノートを配布し、子どもの権利についての周知を図ります。</p>	<p>一時保護所や施設入所中児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布し、子どもの権利についての情報提供を図りました。</p>	<p>一時保護所や施設入所中児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布し、子どもの権利についての情報提供を図りました。</p>	<p>一時保護所や施設入所中児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布し、子どもの権利についての情報提供を図りました。</p>	<p>一時保護所や施設等に入所となる児童に対して、必ず『子どもの権利ノート』を配布し、年齢や能力に合わせて丁寧な説明、情報提供ができました。また、継続して入所している児童については年に1回、児童福祉司から児童へ子どもの権利ノートについて説明をする機会を作っています。</p> <p>一時保護所などはオンブズパーソン宛ての手紙を児童自身で自由に投函できないところが課題ととらえています。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
				96	286	思春期問題対策事業（こどもサポート旭町）	<p>■目的・目標：不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援します。不登校等の子どもたちの孤立を防ぎ、社会参加を支援し、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。</p> <p>■事業概要：不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	C	川崎区役所	地域ケア推進課
				97	287	子ども包括支援事業（こどもサポート南野川）	<p>■目的・目標：不登校等の課題を抱える子どもの居場所として、安心して過ごせる場を提供し、また保護者等の相談も受けることにより、課題を抱えていても孤立しないよう支援を行います。</p> <p>■事業概要：不登校など課題を持ち支援が必要な18歳までの子どもを対象に教育委員会をはじめ、関係機関と連携し、居場所づくり、生活、学習支援を実施し、課題の改善を図ります。</p>	<p>今年度も引き続き不登校児等の居場所としての事業を中心として、週4回、9時～16時まで開所し、支援を行いました。円滑な運営を行うために、運営会議を年5回、情報交換会を年4回行い、さらに新規で、学校担当者に運営方針や活動内容を説明する「学校担当者会」を開催し、関係機関が連携した支援を行える体制を作りました。</p>	<p>今年度も引き続き不登校児等の居場所としての事業を中心として、週4回、9時～16時まで開所し、支援を行いました。円滑な運営を行うために、運営会議を年2回、情報交換会を年2回行い、さらに新規で、学校担当者に運営方針や活動内容を説明する「学校担当者会」を開催し、関係機関が連携した支援を行える体制を作りました。</p>	<p>不登校児等の居場所としての事業を中心として、週4回、9時～16時まで開所し、支援を行いました。円滑な運営を行うために、運営会議を年2回実施し、今年度からは、学校との情報交換会を3回に増やし、学校との情報共有と連携の一層の強化を図り、不登校になった児童生徒へよりきめ細やかな対応・支援を行いました。</p>	<p>小学校以上の不登校児支援及び相談事業に重点を置き、学校との連携の一層の強化を図りながら、不登校になった児童生徒が登校を再開できるよう、適切な学習支援と保護者のケアを推進しました。進路学習会等への参加希望者が増加し、学習支援が充実していることにより、保護者への認知度も向上しています。</p> <p>不登校は、学校における友人関係や学業不振等のほか、本人の不安・抑うつ傾向、家庭の問題等、学校以外の要因が絡み合っており、増加傾向にあります。その背景が多様・複雑であることから、児童相談所等の関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、家庭の状況や本人の気質等を把握した上で、適切な支援を行えるよう取り組みます。</p>	C	宮前区役所	学校・地域連携担当	

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(4)個別の必要に応じた支援 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。	⑩ 児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。	16条		98	289	不登校対策連携会議	<p>■目的・目標：不登校対策に関わる施設や関係機関が連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図ります。</p> <p>■事業概要：不登校対策に関わる施設や関係機関との連携会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向け取り組みます。また不登校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう支援を行います。</p>	会議を年2回開催して、不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通して、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。また、相談会・進路情報説明会では、243名の来場者があり、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行いました。	会議を年2回開催して、不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通して、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。また、相談会・進路情報説明会では、238名の来場者があり、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行いました。	会議を年2回開催して、不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通して、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。また、相談会・進路情報説明会では、237名の来場者があり、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行いました。	不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通しての意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図ることができました。また、相談会・進路情報説明会では、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行い、成果を残すことができました。不登校の子どもが置かれている様々な状況を理解し、各関係機関が連携することで、子どもたち、保護者のニーズにあった相談を継続して行えるようになる必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
				99	288	適応指導教室(ゆうゆう広場)	<p>■目的・目標：不登校の状態にある子どもの居場所として適応指導教室(ゆうゆう広場)を設置運営し、小集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な自立を支援します。</p> <p>■事業概要：適応指導教室(ゆうゆう広場)において、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開するために、担当者による情報交換と研修を行うなど、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努めます。</p>	市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、教育相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。平成29年度は、227名が通級登録しました。	市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。平成30年度は、248名が通級登録しました。	市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。今年度は、242名が通級登録しました。	市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営して、不登校児童生徒の学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。課題適応指導教室(ゆうゆう広場)の活動を周知し、どのような状況下でも、通級する子どもたちが安心・安全に過ごし、自己肯定感を高める活動を継続する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
				100		教育相談員・メンタルフレンド	<p>■目的・目標：不登校の子どもに寄り添うことで安心感を与え、様々な自立活動を通して状況の改善を図ります。</p> <p>■事業概要：適応指導教室(ゆうゆう広場)では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や大学院生をメンタルフレンドに採用し、通級する子どもたちの相談、活動補助を行います。</p>	平成29年度は、13名のメンタルフレンドが、6箇所の適応指導教室で通級する子どもたちに寄り添った活動を行い、安心した居場所づくりを行いました。	平成30年度は、25名のメンタルフレンドが、6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)で通級する子どもたちに寄り添った活動を行い、安心した居場所づくりを行いました。	今年度は、19名のメンタルフレンドが、6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)で通級する子どもたちに寄り添った活動を行い、安心した居場所づくりを行いました。	主に心理学を学ぶ大学生や大学院生のメンタルフレンドが、通級する子どもたちの相談、活動補助を行いました。メンタルフレンドの人数を確保し、通級する子どもたちが安心して過ごせるように、寄り添い見守る体制を継続する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
(5)共生社会に関する理解の促進 さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。	⑪ 外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。	16条		101		多文化共生についての理解を進めるための啓発、広報	<p>■目的・目標：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けて、市民等の理解の促進を図ります。</p> <p>■事業概要：「川崎市多文化共生社会推進指針」の周知及び指針に基づく施策の推進により、外国籍及び日本国籍でも外国文化背景のある子どもやその家族が地域社会を構成するかけがえのない一員であることについての理解を進めるための啓発を行います。</p>	市民が多く集まる「インターナショナルフェスティバルinカワサキ」や「かわさき市民祭り」において、指針を紹介するパネル展示を行うとともに、子ども向けに多文化共生について理解を深めるための催しを実施しました。	市民が多く集まる「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」や「かわさき市民祭り」、「かわさき市民祭り」で、指針の概要版を配布し、指針への理解の促進を図りました。また、これらのイベントにおいて、子どもたちに世界の国や文化についての理解を深めるため、世界のおもちゃや衣装、楽器、飲み物等の体験企画を実施しました。	5月24日～6月7日の期間、川崎アゼリア広報コーナーに川崎市多文化共生社会推進指針のパネルを掲示し、市民等に向けて啓発を行いました。また、市民等が多く集まる「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」や「かわさき市民祭り」、「多文化フェスタさいわい」に川崎市外国人市民代表者会議が参加し、指針の概要版を配布し、指針への理解の促進を図りました。また、これらのイベントにおいて、子どもたちに世界の国や地域、文化についての理解を深めるため、世界のおもちゃや衣装、楽器、飲み物等の体験企画を実施しました。	市民祭り等のイベントでは、参加した子どもたちが外国人市民代表者と触れ合い、世界のおもちゃや衣装、楽器、飲み物等を体験することによって、多文化共生についての理解を深めてもらうことになりました。より多くの市民が多文化共生社会についての理解を進めるための啓発、広報を継続するとともに、より効果的な啓発、広報の手法について検討する必要があります。	C	市民文化局	多文化共生推進課
				102		冊子「ふれあいかわさきの福祉」発行	<p>■目的・目標：児童期から地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について学ぶことで共生意識の醸成を図ります。</p> <p>■事業概要：地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について学ぶためのツールとして、川崎市立全小学校の6年生を対象に、福祉に関する副読本「ふれあい」を配布します。</p>	地域包括ケアシステムの構築に向けて、子どもの頃から多様な人と共生する社会における地域での支え合いの大切さや川崎市の取組等について学んでもらう事が大変重要なことから、公立小学校6年生用約12,000部と他学年でも活用できるよう各学校に40部ずつ計4,500部を配付しました。小学6年生の社会科における活用のみならず、小学4年生から始まる総合的な学習の時間でも活用してもらえよう、アンケートを実施し、総合的な学習教育研究会で幅広い活用について提案等を行いました。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、子どもの頃から多様な人と共生する社会における地域での支え合いの大切さや川崎市の取組等について学んでもらう事が大変重要なことから、主に公立小学校6年生用として、合計約14,000部を配布しました。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、子どもの頃から多様な人と共生する社会における地域での支え合いの大切さや川崎市の取組等について学んでもらう事が大変重要なことから、公立小学校6年生用として、合計約14,000部を配布しました。	小学6年生の社会科や、小学4年生から始まる総合的な学習の時間で、子どもの頃から福祉のころを育む教材として、活用されました。今後も継続的な活用に向け、取り上げる内容や構成について検討し、より使いやすい教材としての工夫が求められています。	C	健康福祉局	地域包括ケア推進室
				103	311	こども未来事業	<p>■目的・目標：次代を担う子ども達が、将来に向かって夢と希望を持ち伸びやかに成長できるよう、様々な地域資源を活用した事業を通して支援します。</p> <p>■事業概要：ものづくり体験や、多様な人々との交流、木に親しむ機会を提供することで、進路や職業の選択肢を広げ、こころのバリアフリーを推進し、感性豊かなこころの発達を促すとともに、森林や環境問題への理解を育みます。また、地域における子育て支援と子どもに関心を持つ人の人材育成を推進します。</p>	ものづくり体験事業は、新作小5年生76名を対象に、事前学習を11月30日、町工場の見学を12月7日に実施しました。多世代交流は、子母口いこいの家・こども文化センターを核として地域の方と、橋地区の特徴を活かした事業を9回実施しました。生産者の方と交流することで、地域の理解が深まったり、特技を持った方との交流ができ、これを参考に上作延いこいの家・こども文化センターでも同様に3回実施しました。また、区役所市民ホールでは津田山の木の端材を活かしたバックチャーム作りや、難飾り作りワークショップを1回行い、区役所利用市民同士の多世代交流をしました。それぞれの取組で、子どもにとって普段の生活で関わることが少ない年代の方との多世代の交流ができました。	ものづくり体験事業は、小5小5年生135名を対象に、「高津ものまちづくり会」による町工場の授業を11月7日に実施しました。多世代交流は地域の親子や小学生、高齢者を対象に子母口老人いこいの家・子母口こども文化センターで9回、上作延老人いこいの家・上作延こども文化センターで7回実施し、それぞれの地域の特徴を活かした事業を行うことで、地域の理解を深めることができました。また、区内の老人いこいの家で保育園児と高齢者がふれあい囲碁を通して7回交流しました。区役所市民ホールでは津田山の木の端材を活かしたバックチャーム作りや難飾り作りワークショップを1回行い、区役所利用市民同士の多世代交流をしました。それぞれの取組で、子どもにとって普段の生活で関わることが少ない年代の方との多世代の交流ができました。	ものづくり体験事業は、下作延小5年生76名を対象に、「高津ものまちづくり会」による町工場や開発した製品に関する授業を12月5日に実施しました。多世代交流事業は、地域の未就学児と保護者、小学生～中学生、高齢者を対象に子母口老人いこいの家に9回、上作延老人いこいの家にて(3回)実施しました。それぞれの地域の特性や地域人材をいかに取組となり、地域での定着化が見られています。また、保育園の特性をいかし地域の高齢施設との交流をもつツールのひとつとして「ふれあい囲碁」を保育園へレクチャーするなど後方支援を実施した。木育推進事業においては、交流の場としての機会としながらも、木育推進事業の目的や効果を伝え、生活の見直しや継続して取組めるようにしました。	次代を担う子どもが将来に向かって夢と希望を持ち伸びやかに成長できるよう、地域との繋がりや様々な職種や地域人材との交流・体験を実施することで、多角的な視野や共生意識を育てる機会となりました。また、地域人材の活用や交流において、子育て支援への関心や理解を深める機会や生きがいづくりの一端も担うことができました。地域毎の特性を生かし交流を定着化するためには、大規模なものではなく各所に小規模の交流を年間通じて数回おこなう場があることが効果的です。区内に地域人材を活用したコミュニティーができる場をもっと増やすため、その地域にあわせ場・人材・機会等コーディネートすることが必要であり民間や他課との連携強化も必要になってきています。	C	高津区役所	地域ケア推進課

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(5)共生社会に関する理解の促進	⑪ 外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、いじめや不登校が未然に防止されるよう、「かわさき共生*共育プログラム」等による学校での共生教育を推進します。	16条	104			多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」	<p>■目的・目標：日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重しあい、共生する大切さを意識してもらおうことを目的・目標とした取組を行います。</p> <p>■事業概要：異なる文化背景のある地域の外国人市民等を「民族文化講師」として学校に派遣します。</p>	「民族文化講師」の派遣を希望する市立小、中学校、特別支援学校51校に対し、延べ151名の民族文化講師を派遣しました。異文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化の違いを認め合う意識の向上を図ることができました。	「民族文化講師」の派遣を希望する市立小、中学校、特別支援学校53校に対し、延べ153名の民族文化講師を派遣しました。異文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化の違いを認め合う意識の向上を図ることができました。	「民族文化講師」の派遣を希望する市立小、中学校、特別支援学校50校に対し、延べ144名の民族文化講師を派遣しました。講師の派遣に関して、国際交流協会にも参加していただき、様々な国の文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認め合う意識の向上を図ることができました。	外国籍の児童生徒の増加とともに、多国籍化が進む中、民族文化講師の派遣により、様々な国の文化体験をすることで互いの文化の違いや良さを認め合う意識の向上を図ることができ、外国籍の児童生徒の人間関係づくりを推進することができました。多国籍化が進む中、外国籍の児童生徒の母国の文化体験をすることは大切であり、様々な国の文化を伝えることのできる講師の確保についての検討が必要です。	C	教育委員会事務局	教育政策室
						かわさき共生*共育プログラム(再掲)	<p>■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止を図るための事業を実施します。</p> <p>■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生*共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルールなどのスキルを学び、集団づくりを促進します。</p>	4月、8月に教育会館において、各学校の担当者に向けて研修を行いました。学校からの要請等により、のべ36回の研修を開催し、事業の啓発の継続と広報に努めました。「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見を尊重され、仲間と集うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズが含まれているエクササイズ集を改訂して学校へ配布し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。	4月、8月に教育会館において、各学校の担当者に向けて研修を行いました。学校からの要請等により、のべ41回の研修を開催し、事業の啓発の継続と広報に努めました。昨年度改訂した「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見を尊重され、仲間と集うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズが含まれているエクササイズ集を活用した研修を工夫し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。	4月、8月に教育会館において、各学校の担当者に向けて研修を行いました。学校からの要請等により、のべ35回の研修を開催し、事業の啓発の継続と広報に努めました。「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見を尊重され、仲間と集うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。	計画期間中に新たに、関係組織と連携し、「いじめ・不登校未然防止」「人権プログラム」等を充実させるため、「かわさき共生*共育プログラム」エクササイズ集に14の新エクササイズを追加しました。このエクササイズ集にも掲載している「子どもの権利に関する条例」から考える「あなたの大切だと思う権利はどれ？」を採用前の教職員に向けた研修などで紹介しています。教職員が条例について理解を深めることで、子どもたちが条例について知ったり考えを深めたりする機会を増やすことができるよう取り組んできました。また、平成22年度から始まった「かわさき共生*共育プログラム」における効果測定アンケートを活用して、子どもたち一人ひとりの把握に努める取組も10年間継続しています。学校において、子どもの心に寄り添う相談体制づくりを支援することで、子どもの権利の保障につながるものと考えています。新規採用職員の増加に合わせて、エクササイズによる「子どもの権利に関する条例」の紹介は継続していく必要があります。教職員の理解を深め、人権意識を高めていくことが、子どもたちの人権に関する理解につながると考えます。	C	教育委員会事務局	教育政策室
						平和・人権学習(再掲)	<p>■目的・目標：平和や人権の尊重、子どもの権利に関する理解促進をめざします。</p> <p>■事業概要：教育文化会館や市民館において、共に生きる地域社会の創造をめざして、学習事業を実施します。</p>	戦争、LGBT、子どもの貧困、子どもの権利などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を12講座開催し、延べ1,180名が参加しました。	障がい者・女性・子どもの権利、戦争、平和などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を12講座開催し、延べ1070名が参加しました。	障がい者、外国人、戦争、LGBT、平和などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を13講座開催し、延べ1230名が参加しました。	子どもを含めた人権の尊重に関する学習を行い、共に生きる地域社会の創造に務めました。「子どもの権利」に関連して：子どもの権利条例の存在を知ってもらい、子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。引き続き、平和や人権等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
民族学校に通う子どもとの交流の促進	<p>■目的・目標：両国の児童生徒の親善・交流を深めるとともに、異文化理解の促進を図ります。</p>				在日朝鮮学生美術展（3歳児から高校生までの作品）及び神奈川県下朝鮮学校5校と西東京朝鮮第二初級学校の朝鮮学校の児童生徒の作品と、川崎市立小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒の作品を展示し、広く市民に公開しました。会期初日には近隣小学校児童がセレモニーに参加し、両国の児童生徒の親善や交流を深めました。また、展覧会最終日には研修会を設け、両国の造形教育についての意見交換を行いました。	在日朝鮮学生美術展（3歳児から高校生までの作品）及び神奈川県下朝鮮学校5校と西東京朝鮮第二初級学校の朝鮮学校の児童生徒の作品と、川崎市立小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒の作品を展示し、広く市民に公開しました。会期初日には近隣小学校児童と朝鮮学校の児童がセレモニーに参加し、互いの作品を鑑賞しあう中で、文化交流を行うことができました。また展覧会最終日には、教員の研修会を行い、両国の児童生徒の造形活動について意見交換を行いました。	在日朝鮮学生美術展（3歳児から高校生までの作品）及び神奈川県下朝鮮学校5校と西東京朝鮮第二初級学校の朝鮮学校の児童生徒の作品と、川崎市からは、小学校は川崎区の一部の学校、中学校は高津宮前区の学校、高等学校の一部の学校、特別支援学校の児童生徒の作品を展示し、広く市民に公開しました。会期初日には近隣小学校児童と朝鮮学校の児童がセレモニーに参加し、互いの作品を鑑賞しあう中で、文化交流を行うことができました。また展覧会最終日には、教員の研修会を行い、両国の児童生徒の造形活動について意見交換を行いました。	在日朝鮮学生美術展（3歳児から高校生までの作品）及び神奈川県下朝鮮学校5校と西東京朝鮮第二初級学校の朝鮮学校の児童生徒の作品と、川崎市立小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒の作品を展示し、広く市民に公開しました。会期初日には近隣小学校児童と朝鮮学校の児童がセレモニーに参加し、互いの作品を鑑賞しあう中で、文化交流を行うことができました。また展覧会最終日には、教員の研修会を行い、両国の児童生徒の造形活動について意見交換を行いました。	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター			